

各種検(健)診等のお知らせ

検(健)診実施期間：令和7年5月1日～令和8年2月28日

※歯周病検診は
令和7年9月1日～
令和8年2月28日

【対象とならない場合】

- ①職場等で検診機会のある方
- ②転出等で受診日に榊原市に住民票がない方
- ③No.1～8の検診・検査の疾患について何らかの症状がみられる方、もしくは治療中や経過観察中の方

申し込み人数が多い場合
(特に冬の時期)は、予約が
取れず受診できないことが
ありますので、なるべく早め
に受診しましょう!!



対象年齢を確認し、
希望の検(健)診等を選
んでください

		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	
対象年齢 20～39歳 40～49歳 50歳以上		★胃がん検診 X線か内視鏡のどちらかを選択		★肺がん・結核検診	★大腸がん検診	★乳がん検診	★子宮頸がん検診	前立腺がん検診	B・C型肝炎検査	★歯周病検診	特定健康診査	長寿健康診査
		内視鏡	X線									
		—	—	—	—	—	○	—	—	下記対象者	下記対象者	下記対象者
		—	○	○	○	○	○	—	○			
		○	○	○	○	○	○	○	○			
対 象 者		50歳以上の男女 2年に1回 ※内視鏡を受けた翌年はX線、内視鏡ともに対象外です	40歳以上の男女	40歳以上の男女	40歳以上の男女	40歳以上の女性 2年に1回 ※乳がん検診を受けた翌年は対象外です	20歳以上の女性 2年に1回 ※子宮頸がん検診を受けた翌年は対象外です	50歳以上の男性	40歳以上の男女 ※過去に市の肝炎検査を受けた方は対象外です	20歳・30歳 40歳・50歳 60歳・70歳の男女	檀原市国民健康保険に加入の40歳以上の方	後期高齢者医療保険加入の方
自 己 負 担 金		★ 5,000円	★ 3,000円	胸部レントゲンのみ ★ 1,000円 ★ かく痰検査あり 1,700円	★ 1,000円	★ 2,800円	★ 2,000円	1,500円	無 料	★ 1,000円	500円	
70歳以上の方 ※手続きは不要です		無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料		無 料			
※精密検査及びがん検診の検査内容以外の処置を行う場合は、別途費用がかかります。												
検 査 内 容		口または鼻から内視鏡を挿入して胃部撮影 	バリウムを飲んでエックス線撮影 	胸部エックス線撮影と、かく痰検査 ※ただし、かく痰検査は必要な方(長期喫煙者)のみ実施 ※65歳以上の方は、感染症法により、結核検診を年1回受ける義務があります 	少量の便を2日分容器にとる便潜血反応検査 	マンモグラフィー検査(乳房エックス線撮影) 	子宮頸部(子宮の入口付近)を軽くこすって細胞を採取し、顕微鏡で調べる検査 	血液中の前立腺特異抗原(PSA)値の測定 	B・C型肝炎ウイルスに感染しているかどうかを採血して検査 	問診・口腔内診査・ブラッシング等の歯科保健指導 	診察・問診・身体計測{身長・体重・腹囲測定(長寿健康診査は未実施)・BMI}・血圧測定・尿検査{蛋白・糖}・心電図検査・血液検査{脂質(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)・肝機能(AST、ALT、γ-GT)・血糖(ヘモグロビンA1c・血糖)・腎機能(血清クレアチニン・eGFR・尿酸)・貧血(血色素量・ヘマトクリット値・赤血球数)}・眼底検査(実施基準に該当した上で必要な方) 	
受 診 場 所		裏面の「実施医療機関一覧表」の中からお選びください。										
申 込 方 法		実施医療機関に直接申し込み										
持 ち 物		受診券 (No.8 は歯周病検診受診券)・保険資格の確認ができる書類 (健康保険証やマイナ保険証、資格確認書等)・自己負担金										
問 い 合 わ せ		健康増進課 (檀原市保健センター北館4F) ※分庁舎ミグランスでは手続きできません。 近鉄畝傍御陵前駅西側 TEL : (22) 8331 FAX : (24) 9124									保険年金課 (檀原市役所分庁舎 ミグランス1F) 近鉄大和八木駅前南側 TEL : (47) 2640	

★印の検診で自己負担金が減免になる場合

- 令和7年度内に70歳以上になる方
(昭和31年3月31日以前に生まれた方)
※手続きは不要です
- 生活保護受給世帯・市民税非課税世帯に属する方
※生活保護受給世帯の方は、手続きから1か月以内が有効期間となります

申請方法 事前手続き → 決定通知書 → 医療機関を予約 → 検診受診

手続き方法等詳細は
榊原市ホームページへ



- 課税年度の切り替え等により、課税状況が変更になる場合があります
- 5～6月に受診の方で令和6年1月1日(7月以降に受診の方は令和7年1月1日)時点で榊原市に住民票がなかった方は手続き方法が異なりますので、健康増進課までお問合せください

子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン

〈子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券〉

定期検診の受診を促進するために、榊原市では子宮頸がん・乳がん検診について、一定の年齢の女性の方を対象に検診自己負担金が無料となる「無料クーポン券」を送付いたします。(6月ごろ予定)

対象(年度末年齢)

子宮頸がん検診：21歳になる女性
乳がん検診：41歳になる女性

【健康手帳の発行(無料)】

40歳以上の方に発行します。健康増進課までお申し込みください。在庫がなくなり次第配布終了となります。厚生労働省ホームページからダウンロードすることも可能です。



検(健)診の受け方

1. 受診場所を選ぶ

裏面の「実施医療機関一覧表」の中からお選びください。市内医療機関には、検診票を置いています。
※ただし以下のNo.の検(健)診を受診する場合は、検診票(質問票)が医療機関に設置されていないので、事前に必ず担当課へ連絡してください。

- No.4 乳がん検診：市外医療機関で受診 → 健康増進課
- No.5 子宮頸がん検診：市外医療機関または奈良医大病院で受診 → 健康増進課
- No.9・10 特定健康診査・長寿健康診査：市外医療機関で受診 → 保険年金課

2. 実施医療機関に直接予約する

電話または医療機関の受付で検(健)診日の予約をしてください。
【注意】都合が悪くなった場合は、医療機関に連絡をし予約を取り直してください。

3. 受診する

以下の2点を持参のうえ受診してください。
・検(健)診受診券 または 歯周病検診受診券
・保険資格の確認ができる書類等

【見本(検(健)診受診券)】

検(健)診受診券は、4月末に対象年齢の方にお送りします。紛失等された場合は再発行できます。



4. 受診した医療機関で結果を確認する

詳しい検査が必要と言われた方は、必ず精密検査を受けてください。

特定健康診査について

・榊原市国民健康保険の資格喪失後に受診することはできません。

・今年度内に40、45、50、55、60歳に到達される方は、自己負担金が免除になる制度があります。申請が必要ですので詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

●裏面に各種検(健)診の実施医療機関一覧を掲載しています。